

○長岡崇徳大学における研究費不正使用による取引停止取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、長岡崇徳大学（以下、「本学」という。）の教職員が行った研究費の不正使用に加担、協力または不正使用を誘引した業者について、取引停止処分の取扱を定め、研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(研究費)

第2条 研究費とは、長岡崇徳大学研究費管理規程第2条に該当するものをいう。

(取引停止)

第3条 取引停止とは、本学が業者との契約締結を一定期間行わないこと、または業者と既に締結している契約を解除することをいう。

(取引停止処分)

第4条 学長は、以下の各号のいずれかに該当する業者について取引停止の処分を行うものとする。

- (1) 虚偽の申告をなし、本学に不利益を与えた場合
- (2) 入札又は見積りにあたり、競争入札妨害又は談合を行い、不利益を及ぼした場合
- (3) 契約の履行に際し、故意又は重大な過失により物件の品質、精度、数量等に関し、不正な行為があったと認められた場合
- (4) 正当な理由がなく納期を遅らせたと認められた場合
- (5) 取引内容の偽装もしくは架空の取引をすることにより、研究費を預け金として管理することに加担、協力または誘引した場合
- (6) 研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容の偽装もしくは架空の取引をすることに加担、協力または誘引した場合
- (7) その他、研究費を不正運用する取引に加担、協力または誘引した場合

2 取引停止期間は、学長が決定するものとする。

(取引停止期間の変更)

第5条 学長は、取引停止期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由がある場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について短縮することができる。

2 学長は、取引停止期間中の業者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について延長することができる。

3 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(当該業者への通知)

第6条 学長は、第4条または第5条の規定により取引停止または取引停止期間の変更を行う場合には、当該業者に遅滞なく通知するものとする。

(他の機関で取引停止措置要件が生じた業者に対する取扱)

第7条 学長は、本学以外の研究機関等から取引停止措置等を受けた業者との取引について、諸事情を総合的に勘案し、この規程の定めるところにより取引停止の措置を行うことができる。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、学長が行う。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。